学内情報基盤のネットワーク管理の法的側面と最新動向

髙橋郁夫

1　問題点

大学における学内情報基盤については、その運営面についても、一定の整備が進んでいる。クラウドコンピューティングの発展・普及、社会一般の情報化の進展、ネットワーク接続形式の多様化およびそれに伴う管理の多様化などの情報技術の発展は、その運営をめぐる問題についても、いろいろな観点から新しい問題を提起している。これらの問題を法的な観点から整理するのが、本講演の目的となる。

2　具体的な対応

2.1　クラウド技術の発展および普及

ネットワークの具体的な運用に際して、情報セキュリティ対策のための規定は、サンプルなどが公表されており、それらに基づいて対応がなされているものと考えられる。しかしながら、近時は、クラウド技術の発展および普及により、そのリスクをどのように判断し、運用の際に従来の仕組みを新しい技術として取り入れるかということが問題になっている。クラウドを利用するといえども、その基本は、リスクの分析とその評価・軽減等の対策である。そのような形から、従来のネットワーク運用のポリシを見直す必要がある。

2.2　社会一般の情報化の進展

ネットワーク利用に関する問題行為等にたいする大学の対応等に関して大学の責任問題の議論がさらに議論されるようになってきている。大学の設置する掲示板における名誉棄損発言に関する大学の責任問題や学内ネットワークの不正使用による外部への不正アクセスに関する大学の責任などの問題である。一般論としては、個別・具体的な事案において管理に関して具体的な過失があるかどうかの問題になる。単にアクセスしうる立場を提供していただけで責任を問われることはない。

2.3　ネットワーク接続の多様化に伴う問題

現在、学内に携帯電話の基地局が設置されたり、学内の無線 LAN のアクセスポイントに携帯電話事業者を相乗りさせたりということがなされるようになってきている。これらの場合に、業として電気通信事業を営む者として、登録／届け出をなさなければならないのかという問題がある。これについては、詳細なマニュアルがあるが、電気通信事業自体で利益を上げようとする場合には、登録・届け出の対象になることに留意する必要がある。

また、多様化するネットワーク接続に対応して、ネットワーク管理も複雑多様化している。そのなかで、具体的な通信についての管理をなす場合には、通信の秘密との関係で、具体的な同意が必要になることに留意が必要である。もっとも、この同意の具体性については、まだ、明確ではないところである。